

水道施設の耐震化及び応急給水・応急復旧対策の促進政策提言先 **総務省 国土交通省****政策提言の要旨**

能登半島地震では、最大で13.7万戸が断水し断水期間が長期化。長期化の要因は上流域の特に重要な管路等への被害により広域の断水が発生（通水できず漏水調査が大幅に遅延）。

南海トラフ地震では、より広範囲で水道施設が被災し、断水の長期化が懸念されます。全国的に管路の耐震化は遅れており、能登で被害のあった上流域の重要な基幹管路の耐震化率も低く、施設の老朽化や人口減少による料金収入の減少等により耐震化は進んでいません。

全国の基幹管路の耐震適合率の進捗は年約1%に過ぎないことから、緊急的措置として特に重要な基幹管路の耐震化を加速し、令和10年度に耐震適合率100%を目指すことにより、国の中長期目標（基幹管路の耐震適合率60%）も達成可能となります。

「水道施設の耐震化」と「応急給水・応急復旧対策」を促進するため、以下の取組について提言します。

【政策提言の具体的内容】**1 水道施設の耐震化の促進**

水道施設の耐震化を促進するため、

- ① 国の耐震化事業のペースを約6倍にする予算総額の確保（現在は年約1%）
- ② 国費交付率を1/2に引き上げ、地方財政措置の拡充（現在の交付率1/3等）
- ③ 採択要件の撤廃（資本単価、経過年数など）を提言します。

2 応急給水・応急復旧対策の促進

災害時の応急給水・応急復旧に必要な「資機材整備への財政支援制度の創設」と、給水車や可搬式浄水装置の整備など「国による水道施設の代替機能の確保」を提言します。

【政策提言の理由】**1-1 「予算総額の確保」と「交付率の引き上げ、地方財政措置の拡充」**

- ・ 能登半島地震では、多くの水道施設や非耐震管が被害を受け、特に、浄水施設や送水管など上流域の重要な施設や管路が被害を受け、通水できず漏水調査が大幅遅延して、広域で長期的な断水が発生しました。
- ・ 南海トラフ地震では、能登よりも広範囲で水道施設が被災し、断水の長期化が懸念されますが、全国的に管路の耐震化が遅れており、能登で被害のあった上流域の重要な基幹管路の耐震化率も低く、早期復旧のためには耐震化が必要です。
- ・ 水道は他の公共インフラと比べて耐震化が遅れており、水道施設の老朽化による維持管理費の増大や給水人口減により料金収入が減少するなど、特に過疎地域の水道事業体は、耐震化が進んでいません。
- ・ 能登で断水長期化の要因となった上流域の特に重要な管路の耐震化を加速するため、特に重要な管路の耐震適合率100%を目指して、緊急的措置として強力に推進することにより、耐震化を促進し、結果として「令和10年度までに基幹管路の耐震適合率を60%以上」とする国の目標も達成が可能です。

耐震化事業の国事業ペースを約6倍にする予算を確保し、交付率の1/2への引き上げや地方財政措置の拡充が必要

1-2 「採択要件の撤廃」

- ・ 耐震化にはさまざまな交付金や補助金が用意されているものの、採択要件を満たさないなどの理由で交付金等を活用することができずに耐震化を見送る事例が多くあります。
- ・ 甚大な被害が予想される地域では、基幹管路の経過年数が40年未満であっても断水する可能性が高いことから耐震化は必要です。
- ・ また、本県のように、地価が低く、原水の水質が良いため、土地取得や浄水設備に高額な経費がかからない地方などでは、多くの水道事業者が「資本単価（施設整備費の水道水1m³あたりの単価）90円/m³以上」の採択要件を満たしていません。そのため、国庫補助を受けることができず、水道施設の耐震化が進んでいません。
- ・ 全国どこにあっても、耐震化にかかる経費（工事単価）には大きな差異はなく、耐震化による水道収益の増加も期待できないことから、耐震化事業に資本単価要件を課すことは合理的ではありません。

耐震化を確実に進めていくため、資本単価90円/m³以上や経過年数40年以上等の「採択要件の撤廃」も必要

2-1 応急給水・応急復旧に必要な資機材整備への財政支援制度の創設

- ・ 令和3年度から「業務継続計画（水道BCP）の策定」が交付対象となり、本県の多くの水道事業者においても策定が進んでいますが、応急対策の前提となる必要な資機材等の備蓄は不十分であり、応急対策を実効性のあるものとするための整備が急がれます。
- ・ 南海トラフ地震のような広範囲に及ぶ災害時には、本県のように大都市から離れた地域では他県からの応援にも限界があるため、本県では災害時の飲料水の確保対策として、令和5年度から水道BCPに位置づけられた給水車や給水資機材の購入に対して時限的に財政支援を行っており、資機材については多くの要望が寄せられています。
- ・ 平成30年7月豪雨では、緊急用の資機材の調達が困難となった事例もあり、資機材の備蓄が重要です。たとえば下水道事業では、災害時のための資機材整備（マンホールトイレ、可搬式ポンプ等）を支援する制度がありますが、水道事業においてはありません。

災害時の応急給水・応急復旧に必要な資機材整備への財政支援制度の創設が必要

2-2 水道の代替機能の広域的な確保と支援体制の充実

- ・ 給水車については、応急給水活動に重要となりますが、平常時の活用が難しいこともあり、財政基盤が脆弱な小規模の水道事業者では保有することが困難な状況です。
- ・ また、浄水施設が被災した場合、断水期間の長期化が見込まれますが、能登半島地震や平成30年7月豪雨などで浄水施設が被災した地域では、可搬式浄水装置が応急給水や浄水施設の仮復旧に活躍しました。

南海トラフ地震においては、地震と津波により、水源や浄水施設が使用できなくなるおそれもあり、代替の浄水設備として、可搬式浄水装置の活用が期待されます。

給水車や可搬式浄水装置など、国による水道施設の代替機能の確保が必要